平成 25 年6月 14 日

各 位

東京都品川区西五反田一丁目 21 番8号
株 式 会 社 ガ イ ア ッ ク ス
代 表 執 行 役 社 長 上 田 祐 司
(コード番号:3775 名証セントレックス)
(連 絡 先)経 理 部 長 太 田 賀 子
TEL 03－5759－0376(直通)

ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり当社以外の全株主を対象としたライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)(以下「本新株予約権無償割当て」といい、本新株予約権無償割当てによる資金調達方法を、「本資金調達方法」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、ライツ・オファリング(ノンコミットメント型)とは、下記「2. ライツ・オファリングの内容」に記載する新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を全ての株主に対し無償で割当て、その行使に応じて資金を調達する手法です。また、本新株予約権自体が株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)に上場する予定であることから、本新株予約権の行使を希望しない株主の方には、本新株予約権を市場で売却する機会が与えられることとなります。

一方で、期日までに何れの手続きも実施されない場合におきましては、本新株予約権は失権し、その行使又は売却のいずれも行えなくなります。従いまして、当社といたしましては、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様には、(ⅰ)本新株予約権を行使して当社普通株式を取得するか、又は(ⅱ)本新株予約権を売却して売却代金を得るかのいずれかを選択していただきたいと考えております。当社株主の皆様におかれましては、本日当社にて公表させて頂きます「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明(Q&A)」をご参照いただき、本件の内容について十分にご理解いただいたうえで、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 本新株予約権無償割当ての目的等

(1)当社が本新株予約権無償割当てを行う目的

①資金調達

当社グループを取り巻くインターネットビジネス市場は、Facebookやtwitterに代表されるソーシャルネットワークサービス(SNS)や(マイクロ)ブログなどのソーシャルメディア、MobageやGREEに代表されるソーシャルゲ

ームの勢いに見られるように成長傾向が続いております。また、近年スマートフォン市場が飛躍的に拡大し、iPadを始めとするタブレット端末の普及が、その動きをさらに加速させています。このような状況のもと、当社グループはソーシャルメディアの構築・運営・監視及びソーシャルアプリサポートのリーディングカンパニーとして事業の拡大を図って参りましたが、今後さらなる成長を実現するためには、既存事業の海外展開の一層の推進、公職選挙法改正に伴うネット選挙支援事業の体制整備、既存事業を補完・拡充するためのM&Aや周辺ビジネスを行う企業に対する投資の拡大、有利子負債の返済や自己資本の充実に伴う財務体質の改善、を早急に実施することが必要であると認識しております。本新株予約権無償割当てを実施し、株主様に本新株予約権を行使して頂くことにより手元資金の拡充を図ることができ、当社グループの事業拡大を一層加速させることが可能になると考えております。

②株式の流動性の向上

平成25年6月14日現在の当社の発行済株式総数は、30,488株（自己株式5,649株を含みます。なお、当社は、平成25年3月1日開催の取締役会において、平成25年7月1日を効力発生日として、平成25年6月30日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の保有する当社株式1株につき、100株の割合をもって分割すること（以下「本株式分割」といいます。）を決議しております。）、平成24年12月末時点における株主数は1,258名という状況であり、今後大規模な資本政策を実現するに際しては、株主数及び発行済株式数を増加させ、株式の流動性を高めることが重要であると考えております。

本件においては、本新株予約権及び本新株予約権の行使により発行される株式の一部については、市場で売買されることが想定されており、また、本新株予約権無償割当てにより割り当てられた本新株予約権の全ての行使がなされた場合は、平成25年6月14日現在の当社発行済株式総数に本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100を乗じた数（当社が保有する当社株式の数に100を乗じた数を除きます。）を基準とした当該発行済株式総数は、5,532,700株となります。これにより、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、企業価値の向上につながるものと考えております。

(2)他の資金調達方法との比較及び本新株予約権無償割当てを選択した理由

当社は、株主の皆様の利益に配慮しつつ、かつ上記「(1)当社が本新株予約権無償割当てを行う目的」に記載した目的の達成を目指し、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めて参りました。その結果、本資金調達方法が、当社、ひいては株主の皆様にとって最良の資金調達方法であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

① その他の資金調達方法の検討について

A. 金融機関からの借入れ

国内外での幅の広い事業展開を視野に入れる場合、現時点においては自己資本を充実させることで財務基盤を強固にすることが必要と考えていることから金融機関からの融資よりも、資本市場からの自己資本の拡充による資金調達が有効かつ適切であるものと認識しております。

B. 公募増資

公募増資については、有力な資金調達手段ではあるものの、大型の公募増資を実施することによる既存株主の持分の希薄化の影響等に鑑み、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

C. 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行

第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行については、(i)割当先の保有方針や投資目的等によっ

ては、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、(ⅱ)本新株予約権無償割当てにおいて調達を予定する資金の額(詳細については下記「4.調達する資金の額及び資金の使途等」参照。)及び当社の時価総額に鑑みると、既存株主の持分の希薄化の影響が大きくなることが懸念されることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

D. 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、株主が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使しない株主が持分の希薄化の影響を回避するための選択肢が限定的であることから、株主の利益及び持分の希薄化の影響の観点では必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

E. ライツ・オファリング(コミットメント型)

ライツ・オファリングにおいては、特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、いわゆるコミットメント型ライツ・オファリングといわれるスキームがあるところ、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。当社は、同スキームについてもその実現可能性を検討いたしましたが、いわゆるライツ・オファリングにおけるコミットメントが、金融商品取引法における有価証券の引受けに該当するため、証券会社との間でコミットメント型ライツ・オファリングの実現可能性について協議を重ねたところ、国内におけるコミットメント型ライツ・オファリングの前例が案件の数及び規模の点で限定されていることや、近時の株式市場が急騰しており不確定要素が多い事等のために、当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せていないことから、今回の資金調達においては、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

② 本資金調達方法(ライツ・オファリング(ノンコミットメント型))のメリット及びデメリット

上記「(1)当社が本新株予約権無償割当てを行う目的」に記載した目的の達成に際しては、以下に述べるライツ・オファリング(ノンコミットメント型)の特長に鑑みると、本資金調達方法こそが、今般当社が資金を調達するにあたって最良の方法であると考えております。

(メリット)

A. 株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、全株主の皆様に保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てるということがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様方に広くご理解いただくとともに、かかる特長により、全ての株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

B. 株主様の株式価値希薄化による影響の極小化

株主の皆様には、保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は名古屋証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予

約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。上記「① その他の資金調達方法の検討について C. 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行」に記載のとおり、第三者割当による資金調達においては、既存の株主様に与える株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様の利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

C. 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は名古屋証券取引所に上場することから、当社の事業をご支援頂ける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することを可能とします。その結果、上記「(1)当社が本新株予約権無償割当てを行う目的」で述べたとおり、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、企業価値の向上につながることが期待されております。

(デメリット)

A. 資金調達額の不確実性

本資金調達手法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金の調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を市場を通じて取得した株主様の行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点につきましては、本資料及び本日公表の「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当)に関するご説明(Q&A)」(URL:http://www.gaiax.co.jp/files/pdf/ir/20130614-2.pdf)等を通じて、本資金調達手法及び当社の状況並びに本計画の内容を十分にご理解いただくことで、対処して参る所存です。

以上のことから、当社といたしましては、株主の皆様に対するライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考えております。

2. ライツ・オファリングの内容

(1)無償割当の方法

平成25年7月11日(木)を基準日とし、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で株式会社ガイアックス第14回新株予約権を新株予約権無償割当て(会社法第277条)の方法により割り当てます。なお、当社は、平成25年3月1日開催の取締役会において、本株式分割を行うことを決議しております。

(2)新株予約権の内容等

①新株予約権の名称	株式会社ガイアックス 第14回新株予約権
②新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権1個あたり、当社普通株式1株 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は、平成25年3月1日開催の取締役会において、平成25年7月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式

	数を 100 株とすることを決議しており、同日以降、単元株式数は 100 株となります。
③新株予約権の総数	2,483,900個 基準日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式数を控除した数とします。上記発行数は、平成25年6月14日現在の当社発行済株式総数に本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100を乗じた数（当社が保有する当社株式の数に100を乗じた数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります。
④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）	各本新株予約権の行使に際し出資される財産の価額は600円とします。
⑤新株予約権の行使によって株式を発行する場合における資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
⑥新株予約権の権利行使期間	平成25年8月19日（月）から平成25年9月10日（火）までとします。
⑦新株予約権の株主様の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
⑧新株予約権の当社の取得事由	本新株予約権には、取得条項は付されておりません。
⑨新株予約権の行使請求の方法	(1)本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行います。 (2)直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。

⑩外国居住株主による本新株予約権の行使について	本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主様は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主様宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。
⑪その他投資判断上重要又は必要な事項	(1)当社は、本新株予約権の権利行使を受けた場合、その目的たる普通株式を新規に発行した上で交付いたします。（自己株式による交付は予定しておりません。） (2)本書面並びに平成25年6月14日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書（URL: http://info.edinet-fsa.go.jp/）を熟読されたうえで、株主様又は投資家様個人の責任においてご判断ください。 (3)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

※各株主様における本件手続きの詳細につきましては、平成25年6月14日付公表の「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当）に関するご説明（Q&A）」（URL: http://www.gaiax.co.jp/files/pdf/ir/20130614-2.pdf）をご参照ください。

3. ライツ・オファリングの日程

日程	内容
平成25年6月14日（金）	取締役会決議 有価証券届出書提出 基準日設定公告
平成25年6月22日（土）	有価証券届出書による届出の効力発生日 （予定）

平成25年7月11日(木)	割当基準日(予定)※本新株予約権の割当対象とする株主確定日
平成25年7月12日(金)	本新株予約権無償割当の効力発生日(予定) 本新株予約権上場日(予定)(名古屋証券取引所より後日発表)
平成25年7月31日(水)	本新株予約権の株主割当通知書の送付日(予定)
平成25年8月19日(月)から平成25年9月10日(火)まで	本新株予約権行使期間(予定)
平成25年9月4日(水)	本新株予約権上場廃止日(予定)(名古屋証券取引所より後日発表)

4. 調達する資金の額及び資金の使途等

(1)調達する資金の額(差引手取概算額)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,490,340,000	28,000,000 円	1,462,340,000

(注)

1. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成 25 年6月 14 日現在の当社発行済株式総数に本株式分割における株式1株の分割後の株式数である 100 を乗じた数(当社が保有する当社株式の数に 100 を乗じた数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用は、業務委託報酬 10,000,000 円、登記費用 5,000,000 円、その他諸費用(信託報酬、口座機関への事務手数料、弁護士報酬等)13,000,000 円からなります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。最終的な調達金額及び資金使途につきましては後日改めて開示いたします。

(2)調達資金の使途

本新株予約権無償割当てによる資金調達額は、本新株予約権を割り当てられた株主又は市場を通じて本新株予約権を購入した本新株予約権者の行使状況により、変動いたします。以下は、本新株予約権の総数2,483,900個のうち、2,380,000個分が行使され、行使比率が95.8%となったと仮定した場合において、払込金額の総額が1,428,000,000円、発行諸費用の概算額が28,000,000円、差引手取概算額が1,400,000,000円となった場合における手取金の使途について記載しております。なお、最終的な調達金額が上記調達資金の金額(1,400,000,000円)未満となった場合におきましても、金融機関からの借入などにより、下記④を除きましては下記計画を変更する予定はありません。

具体的な使途	金額	支出予定時期
①既存事業の海外展開に伴う一般管理費／関係会社への	400,000,000円	平成25年10月～ 平成26年12月

投融資		
②公職選挙法改正に伴うネット選挙支援事業の事業化に伴う一般管理費	200,000,000円	平成25年10月～ 平成26年12月
③M&A、投資に係る資金	400,000,000円	平成25年10月～ 平成26年12月
④有利子負債の返済・財務体質の改善に係る資金	400,000,000円	平成25年10月～ 平成26年12月

①既存事業の海外展開

世界的なソーシャルメディアの普及、また、当社グループの既存顧客企業による海外展開の急速な拡大に伴い、当社グループのサービスや商品におきましても海外におけるサービス提供の可能性が急速に高まっております。現在、当社グループでは、フィリピンに子会社(GaiaX Asia Corporation)を設立し、30名を超えるスタッフを現地従業員として雇用しております。当社の主力事業の一つであります、ソーシャルアプリのカスタマーサポートサービスにおいても、日本国内のソーシャルアプリ提供事業者が、インターネットという国境に関係のないサービス特性を活かし、いわゆるクール・ジャパンコンテンツとして日本人以外のユーザーを新たなターゲットとして、日本人向けのソーシャルゲームを外国語版にローカライズした上で提供するサービスを、昨年来急速に推進しております。当社といたしましても、急速に拡大するマーケットを当社の事業拡大の好機ととらえ、英語のみならず、韓国語、中国語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語と、日本語とあわせまして計8ヶ国の言語に対応できる体制を整えるべく体制構築に着手し推進して参りました。今後もより一層マーケットの拡大が予想されており、さらなる組織面、設備面での体制拡充を進めて参ります。具体的に必要となる資金につきましては、現地従業員の増強に係る費用100百万円(ランニングコストとしての人件費70百万円、採用広告宣伝費用等30百万円)、オフィス及びインフラ設備の拡張費用50百万円を見込んでおります。また、フィリピンにとどまらず、今後は、シンガポール、また巨大マーケットであるアメリカ合衆国においても販売活動を強化していく方針であり、現在そのための市場調査を進めており、新たな海外子会社の設立を検討しております。具体的に必要となる資金につきましては、アメリカ合衆国における子会社の設立費用150百万円、シンガポールにおける子会社設立費用100百万円を見込んでおります。今回の資金調達が実現することにより、当社グループの海外における事業展開をより一層加速させることが可能となり、ビジネスチャンスの拡大につながるものと考えております。

②公職選挙法改正に伴うネット選挙支援事業の事業化

去る平成 25 年4月 19 日に公職選挙法が改正され、これまで禁止されていたインターネットを利用した選挙運動がようやく認められる運びとなりました(いわゆるネット選挙の解禁)。このたびのネット選挙の解禁によって、選挙活動においてもインターネットやソーシャルメディアが候補者やその事務所にとって当落を左右する重要なツールとして活用されることが予想され、その結果、インターネット上における各種コミュニケーション活動が頻繁に行われるとともに、反面、デマ、誹謗中傷、なりすまし等の弊害も懸念されるところでございます。

当社グループは、従来よりインターネット・ソーシャルメディアを利用した各種サービス(投稿監視サービス「コミニティパトロール」、学校裏サイト監視サービス「スクールガーディアン」、ソーシャルメディアの運用代行、イン

ターネットサイト活性化コンサルティング等）を提供して参りましたが、このようなネット選挙によるインターネットの活用及びその弊害の除去を大きなビジネスチャンスととらえ、選挙活動や政治活動の分野において、当社グループがこれまで企業向けにサービス提供することによって培ったソーシャルメディアの活用のノウハウやサービスを、政党ないし政治家向けにも広く展開するよう早急にその体制を整える必要があると考えております。具体的には、当社グループでは、政党ないし政治家向けに、ソーシャルメディアの監視、ホームページやコンテンツマネジメントシステムの作成提供、ソーシャルメディアの運用支援等のサービスの提供を新たに開始しておりますが、さらなるニーズの拡大に備え、それぞれのサービスの強化、必要とされる新しいサービスの開発を行って参ります。また、国政選挙においては選挙区が日本全国に広がることから、日本全国において販売活動を行える体制整備も併せて行って参ります。具体的に必要となる資金につきましては、既存サービスの強化に係る人件費30百万円、新規サービス開発に係る人件費50百万円、受注増加に対応するためのサーバインフラ設備増強費30百万円、首都圏を除く地域のオフィス設備準備費用30百万円、当該地域の販売活動に係る人件費60百万円を見込んでおります。

③M&A、投資

既存事業を補完・拡充するために、これまでM&Aや周辺ビジネスを行う企業に対しての投資を数多く行って参りました。周辺ビジネスを行う企業に対する投資としては、国内ストックフォト業界におけるリーディングカンパニーであるピクスタ株式会社、国内トップのスマートフォンポータルサイトであるAppBank株式会社、日本のオタクカルチャーを海外に発信するキュレーションサイトであるTokyo Otaku Mode Inc.などへの投資を行っております。引き続き、既存事業の補完や拡充のために、M&Aや、既存投資先への追加投資や、新規投資先への投資を行うことで、当社グループの事業発展の速度を高めたいと考えております。既存投資先への追加投資（150百万円程度を見込んでおります。）以外の具体的な新規投資先につきましては現時点で未定でございますが、ソーシャルメディア活用支援、海外ソーシャルゲーム・ディベロッパーのゲームプラットフォームへの参入支援、及び国内ソーシャルゲーム・ディベロッパーの海外進出の参入支援を3つの柱とし、国内、アジア地域、及び北米地域の企業への投資（250百万円程度を見込んでおります。）を検討しております。

④有利子負債の返済・財務体質の改善

当社グループは、平成 25 年3月末日時点で、運転資金及び設備資金として有利子負債（流動負債として、短期借入金 232 百万円、1年内返済予定の長期借入金 169 百万円、1年内償還予定の社債 41 百万円等、固定負債として、社債 89 百万円、長期借入金 313 百万円等）を有しておりますが、今回の調達金額の一部を、短期借入金 200 百万円、1年内返済予定の長期借入金 160 百万円、1年内償還予定の社債 40 百万円の合計 400 百万円の返済及び償還資金に充当する予定であり、これらの資金使途は、運転資金として人件費約 230 百万円、設備資金としてサーバインフラ設備費用約 100 百万円、地方営業所2ヶ所の子会社化及び地方子会社の移転に伴う設備費用約 70 百万円となっております。これらの返済により自己資本を充実させることで財務体質の改善を実現したいと考えております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本資金調達方法により調達した資金につきましては、上記の「4. 調達する資金の額及び資金の使途等（2）調達資金の使途」に記載した資金使途を予定しており、収益力の拡大を図り、今後の成長基盤を確立することによって中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としていることから、かかる資金使途は合理的であると判

断しております。従いまして、本件は株主の皆様の利益に資するものと考えております。

6. 発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び行使価額につきましては、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向、及び既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性(株主の皆様に本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。)等を勘案して決定いたしました。割当数につきましては、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権の行使により当社普通株式1株が交付され、また、行使価額につきましては、1株当たり、600円(本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の株価終値を本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100で除した額の32.8%)に設定いたしました。

なお、行使価額の決定にあたっては他社のライツ・オファリング発行事例(本日時点で新株予約権の行使期間が満了している、株式会社タカラレーベン(発行決議日:平成22年3月5日)、株式会社エー・ディー・ワークス(発行決議日:平成24年10月1日)による発行事例)を参考にしております。当該発行事例における各行使価額は、発行決議日の前営業日の株価終値から、前者の事例では58%、後者の事例では54%の水準に設定されておりましたが、何れも新株予約権行使期間の全期間におきまして、株価が行使価額を上回る状況が継続し、その結果いずれの事例におきましても90%を超える新株予約権の行使比率が達成されたことを確認しております。これら過去の発行事例に鑑みれば、行使価額は少なくとも発行決議日前営業日の株価終値(当社の場合においては、本株式分割を考慮し、発行決議日前営業日の当社普通株式の株価終値を100で除した額。)の50%から60%の水準に設定することが、行使促進の観点から望ましいと考えております。一方で、当社の株式に係る本年3月以降の株価の変動率については、それより前の株価の変動率との比較に加えて、日経平均株価と比較してもその変動率が高い水準にある状況であることから、かかる状況を考慮し、行使価額の決定に際しては発行決議日前営業日の株価終値からのディスカウント率を上記の過去事例よりも大きくしております。なお、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成25年6月13日を基準とした場合、名古屋証券取引所における当社の普通株式の直近1ヶ月の株価終値の単純平均値は218,448円、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値は215,527円及び直近6ヶ月(株式分割による株価調整を考慮)の株価終値の単純平均値は136,441円となりますが、これらの平均値を本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100で除した額を基準とした場合、本新株予約権の行使価額600円は各々当該平均値を100で除した額の27.5%、27.8%、44.0%となります。本新株予約権無償割当ては当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、既存株主の皆様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を総合的に勘案し、本新株予約権無償割当ての発行条件については合理的であると考えております。

7. 業績に与える影響

現在のところ、平成25年2月15日に発表いたしました平成25年12月期の通期連結業績予想につきましては、変更はございません。今後本新株予約権の行使がなされ、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が確定した場合又は生じた場合は速やかに開示いたします。

8. 潜在株式による希薄化情報等

平成 25 年6月 14 日現在における当社の発行済株式数に本株式分割における株式1株の分割後の株式数である 100 を乗じた数は 3,048,800 株であり、そのうち当社が保有する当社株式の数に 100 を乗じた数は 564,900

株であり、また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数としてこれらを基準として算出した見込み数は2,483,900株です。従いまして、平成25年6月14日現在の当社発行済株式総数に本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100を乗じた数（当社が保有する当社株式の数に100を乗じた数を除きます。）に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は 81.5%となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じて割り当てられるため（平成25年7月11日（木）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様につきましては、平成25年8月2日（金）頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主様がお取引のある証券会社様にご登録頂いている住所宛に届く予定です。）、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、当該株主様が有する株式価値の希薄化は生じないことになります。なお、本新株予約権は名古屋証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使を行わなかった場合、さらに、名古屋証券取引所等で本新株予約権の売却を行わなかった場合につきましては、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年6月14日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数（発行済株式数に本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100を乗じた数）	30,488（3,048,800）株	100.0%
現時点における潜在株式数（現時点における潜在株式数に本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100を乗じた数）	1,508（150,800）株	4.9%
現時点における自己株式数（現時点における自己株式数に本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100を乗じた数）	5,649（564,900）株	18.5%
本新株予約権に係る潜在株式数	24,839（2,483,900）株	81.5%

※本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される株式数は減少されます。

9．大株主の権利行使予定について

当社の大株主でもある代表執行役社長CEO上田祐司氏より、本新株予約権の権利行使等の予定について、概ね以下の説明を受けております。

① 本新株予約権無償割当てにより、同氏が保有することとなる本新株予約権については、最大限行使する意向である。

② 上記①に記載された本新株予約権の行使については、同氏の手持ち資金に加えて、その保有する当社普通株式又は本新株予約権の売却その他の処分によって得た資金全額を充当する予定である。

③ 但し、上記②に記載された、同氏の保有する当社普通株式又は本新株予約権の処分については、本有価証券届出書提出日以降本新株予約権無償割当ての行使期間満了日までの当社普通株式及び本新株予約権の市場価格及びその見込みによっては、全部又は一部が行われない可能性がある。

従って、上田祐司氏の保有する当社普通株式及び本新株予約権の売却状況並びにそれらの見込みによっては、同氏に割り当てられることとなる本新株予約権の一部が行使されない可能性があり、本日現在においては同氏による本新株予約権の行使等については未定な事項が多く、流動的な状況になります。

10. 各株主様のお取引について

本新株予約権が割り当てられた各株主様におきましては、本新株予約権の行使による当社株式の取得又は名古屋証券取引所等を通じた売却のいずれかの方法がございます。

本新株予約権の行使は1個から可能であるため、単元未満株式を取得することとなる行使（例えば50個の新株予約権を行使し、50株の当社普通株式を取得して頂くこと）は可能です。但し、行使を行った後の保有株式数が100株単位とならない場合、当該株式は単元未満株式となり、議決権が制限されるほか、市場での取引もできませんので、ご留意ください。

なお、外国居住の株主様につきましては、原則として本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使は、以下（※）にございます例外的措置を除き、制限させて頂くこととなります。

外国居住の株主様に対する当該制限については、平成23年9月16日金融庁公表の「開示制度ワーキング・グループ　法制専門研究会報告～ライツ・オファリングにおける外国証券規制への対応と株主平等原則の関係について～」を踏まえて、株主平等の原則に抵触する可能性があることから、長島・大野・常松法律事務所より法的意見書を取得した上で慎重に検討をいたしましたが、当社といたしましては、（ⅰ）外国居住株主様の行使を認めた場合に履行する必要があり得る特定外国の当局に対する登録等の手続きに係るコストが極めて大きな負担となる一方で、（ⅱ）本新株予約権無償割当てにおいては、仮に外国居住株主様の行使を制限したとしても新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主様の皆様も市場取引を通じて一定の経済的利益の回収を図れることに鑑み、また、上記報告書に沿った内容となっていることも勘案すると、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。

※例外的措置について

本新株予約権の行使請求取次の依頼日（各証券会社が行使請求に要する事項の通知を発行要項記載の行使請求受付場所に行う日とします。）から7営業日前までに、当該権利行使にかかる株主様（実質的に当該新株予約権の行使の権限を有する者）が、本新株予約権の行使に関して当該株主様に適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられる者ではない旨を証する資料及び別途当社が指定する資料を当社に提供頂き、かつ当社にて当該事項が証明された旨を確認出来た場合は、当該株主様につきましては、外国居住であるか否かに係わらず本新株予約権の行使を認めさせて頂く場合がございます。その場合には、当社よりその旨書面にて通知いたしますので、その後に証券会社様を通じて本新株予約権の行使請求を行って頂くこととなります。

上記の例外的措置を希望する外国居住の株主様につきましては、まずは事前に当社の問い合わせ先

(03-5759-0376)までお電話で相談ください。なお、当社の意向に係わらず、外国居住株主の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について何らかの制約がある可能性はございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、事前に弁護士等にお問い合わせください。

11. 本新株予約権の買付け希望の株主様並びに投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主様並びに投資家様につきましては、まずは各自でお取引のある証券会社までお問い合わせください。お取引先の証券会社で本新株予約権買付けに係る取次業務を受け付けていない場合には、他の証券会社に新たに口座を開設していただく必要があります。また、本新株予約権の買付けの取扱いを行う証券会社につきましては、別途プレスリリースにて公表させて頂く予定でございます。

12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1)最近3年間の業績

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
売上高 (千円)	2,967,581	3,425,636	3,830,333
経常利益 (千円)	105,245	△153,129	△79,944
当期純利益 (千円)	59,204	△99,608	68,947
包括利益 (千円)	―	△100,563	69,044
純資産額 (千円)	418,182	289,988	327,371
総資産額 (千円)	2,026,742	1,990,665	1,704,220
1株当たり純資産額(円)	15,332.08	10,266.29	12,470.44
1株当たり当期純利益(円)	2,365.36	△4,067.99	2,895.12
1株当たり配当金(円)	―	―	―

※当社は、平成23年7月1日及び平成24年7月1日にそれぞれ1株につき1.3株の割合で株式分割を行っております。これにより、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当該株式分割が平成22年12月期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

(2)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(3)最近の株価の状況

①過去3年間の状況(期末)

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
始値(円)	42,000	71,200	27,050
高値(円)	83,500	76,900	76,600
安値(円)	40,000	19,250	23,600
終値(円)	71,000	27,150	34,800

②最近6カ月の状況

	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月	平成25年3月	平成25年4月	平成25年5月
始値(円)	35,050	34,700	36,500	83,000	247,200	235,000
高値(円)	37,400	37,700	105,500	257,200	514,000	395,000
安値(円)	34,200	32,100	35,000	72,000	174,000	180,100
終値(円)	34,800	37,700	80,900	257,200	230,000	207,000

③発行決議日前営業日における株価

	平成25年6月13日
始値(円)	186,000
高値(円)	196,500
安値(円)	180,000
終値(円)	183,000

以上

※ご注意

この文書（参考書面を含みます。）は、当社の第14回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成25年6月14日付提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL：http://info.edinet-fsa.go.jp/）を熟読されたうえで、株主様又は投資家様個人の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。この文書には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と大きく異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含む）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

【ご参考】

第14回新株予約権発行要項

1．新株予約権の名称

株式会社ガイアックス第14回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2．本新株予約権の割当ての方法

新株予約権無償割当ての方法により、平成25年7月11日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）

3．本新株予約権の総数

割当基準日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社自己株式数を控除した数とする。

4．本新株予約権無償割当ての効力発生日

平成25年7月12日

5．本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は当社の普通株式1株とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、600円とする。

(3) 本新株予約権の行使期間

平成25年8月19日から平成25年9月10日までとする。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

6．社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務

規程その他の規則に従う。

7. 本新株予約権の行使請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社　本店営業部

9. 本新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。

(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

10. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とする。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされる。

11. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

12. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は代表執行役社長に一任する。

以　上